

京都市告示第631号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年3月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
烏丸通	下京区高槻町352番地地先から 同区桜木町100番地地先まで	旧	メートル 391.50	メートル 25.92 ~ 48.16
		新	391.50	24.63 ~ 45.86
不明門通	下京区粉川町237番地の2地先から 同町223番地の1地先まで	旧	57.20	5.65 ~ 6.15
		新	53.50	5.65 ~ 6.15
皆山経6号 線	下京区常葉町753番地地先から 同区橘町81番地地先まで	旧	242.70	18.81 ~ 21.74
		新	291.20	13.00 ~ 26.50

(建設局土木管理部道路明示課)